

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）

（政令で定めるその他の家畜）

第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）（第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。）

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	水牛、鹿
口蹄疫 ^{てい}	水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	水牛、鹿、いのしし
狂犬病	水牛、鹿、いのしし
水胞性口炎	水牛、鹿、いのしし
リフトバレー熱	水牛、鹿
炭疽 ^そ	水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	水牛、鹿、いのしし
ブルセラ病	水牛、鹿、いのしし
結核病	水牛、鹿
ヨ―ネ病	水牛、鹿

ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	水牛、鹿
アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	水牛、鹿
伝達性海綿状脳症	水牛、鹿
小反芻獣疫	鹿
豚コレラ	いのしし
アフリカ豚コレラ	いのしし
豚水胞病	いのしし
家きんコレラ	七面鳥
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよつ、ほろほろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよつ、ほろほろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	七面鳥
家きんサルモネラ感染症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	七面鳥

（消毒設備の設置の義務に係る家畜）

第二条 法第八条の二第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよつ、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

（家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断）

第三条 都道府県知事又は市町村長は、法第十条第三項の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長（当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されている場合又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部である場合にあっては、これらの施設を管理する者及び当該場所を管轄する警察署長）に協議するとともに、市町村長にあっては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2 法第十条第三項の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけるなど、その場所とその他の場所とを明確に識別することができる方法により行わなければならない。

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第四条 法第十二条の三第一項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

（家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断）

第五条 都道府県知事又は市町村長は、法第十五条の規定により通行を制限し、又は遮断しようとするときは、あらかじめ、通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報するとともに、市町村長にあっては都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、当該場所に鉄道若しくは軌道が敷設されているとき、又は当該場所の全部若しくは一部が港若しくは飛行場の区域の全部若しくは一部であるときは、同項の通報前にこれらの施設を管理する者に協議しなければならない。

3 法第十五条の規定による通行の制限又は遮断は、適当な場所にその旨及び理由その他農林水産省令で定める事項を掲示し、かつ、制限し、又は遮断すべき場所への通路に綱を張り、夜間は赤色灯又は黄色灯をつけ、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

（死体の焼却等の義務の除外）

第六条 法第二十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十三条第一項の規定による許可を受けている医薬品の製造業者によつて生物学的製剤の製造のため係留され、当該製造のため患畜若しくは疑似患畜となつた家畜の死体又は同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の農林水産大臣の指定した者によつて同条の検定のため係留され、当該検定のため患畜若しくは疑似患畜となつた家畜の死体がこれらの者の施設又は農林水産大臣の指定する施設内にある場合

二 家畜防疫員（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては家畜防疫官。以下同じ。）の指示に従い、次に掲げる死体を解体してその一部を焼却し、又は埋却し、その他の部分を化製場で化製する場合

イ 都道府県知事（法第四十六条第一項の検査に係る場合にあつては動物検疫所長）が家畜防疫員に検査させた結果家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認めた牛痘、牛肺痘、口蹄痘、炭疽、鼻疽、豚コレラ又はアフリカ豚コレラの疑似患畜の死体

口 水胞性口炎、リフトバレー熱、出血性敗血症、豚水胞病、流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、アフリカ馬疫又は小反芻^{すう} 獣疫の患畜又は疑似患畜の死体

三 家畜防疫員の指示に従い、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニユーカッスル病又は家きんサルモネラ感染症の患畜又は疑似患畜の死体を消毒する場合

(政令で定める使用人)

第七条 法第四十六条の六第二項第六号、第八号及び第九号(これらの規定を法第四十六条の八第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める使用人は、次に掲げるものの代表者である使用人とする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、法第四十六条の五第一項に規定する家畜伝染病病原体の所持に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(家畜の評価額の最高限度額)

第八条 法第五十八条第一項第一号の政令で定める額は、牛にあつては五十二万円、水牛にあつては五十万円、鹿にあつては十二万円、馬にあつては五十万円、めん羊にあつては六万五千元、山羊にあつては四万四千元、豚にあつては三万五千元、いのししにあつては五万五千元、鶏にあつては八百円、あひるにあつては二千二百円、うずらにあつては二百円、きじにあつては四千三百円、だちようにあつては五万二千元、ほろほろ鳥にあつては二千八百円、七面鳥にあつては八千八百円とする。

(政令で定める売上げの減少額等)

第九条 法第六十条第二項の政令で定める売上げの減少額又は費用の増加額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものについてそれぞれ農林水産省令で定めるところにより計算した額とする。

- 一 家畜 売上げの減少額又は飼料費、輸送費若しくはその死体の焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額
- 二 生乳、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費若しくは化製費の増加額

(補償の対象となる損失等)

第十条 法第六十条の二第一項の政令で定める損失は、法第十七条の二第五項又は第六項の規定により殺された同条第一項の指定家畜(以下「指定家畜」という。)について農林水産大臣が定める評価額とする。

- 2 農林水産大臣は、前項の評価額を定めるには、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

4 国は、その所有する指定家畜を法第十七条の二第五項の規定による命令に従つて殺したために損失を受けた者に対し、法第六十条の二第一項の規定による補償金を交付する場合には、当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額を当該補償金と併せて交付するものとする。

5 国は、次に掲げる場合には、法第六十条の二第一項の規定による補償金を供託することができる。

一 当該補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなくて当該補償金の支払を受けるべき者を確知することができない場合

6 国は、都道府県知事が農林水産大臣に第二項の意見を具申するために必要な費用のうち第三項の評価人の手当及び旅費の全額を負担する。

(事務の区分)

第十一条 第五条第一項及び第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。